

平成 31 年 3 月湖西市議会定例会

議 案 書

議案一覧表

(平成31年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 4 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 5 号	平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 6 号	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
議案第 7 号	湖西市表彰条例の一部を改正する条例制定について
議案第 8 号	湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号	湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 13 号	湖西市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号	湖西市介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15 号	湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号	湖西市北部地区運動広場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 19 号	湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第 20 号	湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 21 号	湖西市梶田多目的運動広場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 22 号	湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 23 号	湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について
議案第 24 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
議案第 25 号	平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 26 号	平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案番号	件名
議案第 27 号	平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 28 号	平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 29 号	平成 31 年度湖西市一般会計予算
議案第 30 号	平成 31 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 31 号	平成 31 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 32 号	平成 31 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 33 号	平成 31 年度湖西市公共下水道事業会計予算
議案第 34 号	平成 31 年度湖西市水道事業会計予算
議案第 35 号	平成 31 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

3 番 土 屋 和 幸

4 番 高 柳 達 弥

平成 31 年 2 月 20 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

日程第 2

会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 31 日間とする。

平成 31 年 2 月 20 日

湖西市議会議長 二 橋 益 良

議案第 1 号

湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により下記の者を湖西市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 墨 岡 秀 治

議案第 2 号

湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 佐 原 陽 子

議案第 3 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 蒔 山 富 士 雄

議案第 4 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 水 島 晴 美

議案第 5 号

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

専決第 2 号

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成 31 年 1 月 15 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
18	繰入金	1,416,172	0	1,416,172
	1 基金繰入金	1,355,095	0	1,355,095
歳入合計		21,700,351	0	21,700,351

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	教育費	3,064,966	0	3,064,966
	2 小学校費	701,063	△21,200	679,863
	3 中学校費	521,238	44,800	566,038
	4 幼稚園費	690,832	△23,600	667,232
歳出合計		21,700,351	0	21,700,351

第2表 繰越明許費補正

変更

(単位 千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	491,700	小学校空調設備整備事業	470,500
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	277,200	中学校空調設備整備事業	322,000
	4 幼稚園費	幼稚園空調設備整備事業	151,800	幼稚園空調設備整備事業	128,200

議案第 6 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(湖西市自転車等駐車場条例の一部改正)

第 1 条 湖西市自転車等駐車場条例(平成 22 年湖西市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 暴力団員等(湖西市暴力団排除条例(平成 24 年湖西市条例第 34 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

別表自転車の項中「1,540円」を「1,570円」に、「1,230円」を「1,260円」に改め、同表原動機付自転車の項中「2,060円」を「2,100円」に、「1,650円」を「1,680円」に、「150円」を「160円」に、「75円」を「80円」に改める。

(湖西市西部地域センター条例の一部改正)

第2条 湖西市西部地域センター条例(昭和53年湖西市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中

4,380円	5,840円	5,110円
2,190円	2,920円	2,560円
3,570円	4,760円	4,170円
810円	1,080円	950円
1,290円	1,720円	1,510円
1,290円	1,720円	1,510円
980円	1,300円	1,140円

を

4,460円	5,950円	5,200円
2,230円	2,970円	2,610円
3,640円	4,850円	4,250円
830円	1,100円	970円
1,310円	1,750円	1,540円
1,310円	1,750円	1,540円
1,000円	1,320円	1,160円

に改め、

同表備考4の表卓球用具の項中「270円」を「280円」に改める。

(湖西市立図書館条例の一部改正)

第3条 湖西市立図書館条例(平成元年湖西市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第7条関係）

図書館名	施設名	定員	基本使用料		
			午前9時30分 から正午まで	午後零時30分 から午後3時 まで	午後3時30分 から午後6時 まで
		人	円	円	円
湖西市立 中央図書館	視聴覚室	72	1,580	1,580	1,580
	集会室	14	590	590	590
	お話し室	30	540	540	540
	学習研修室	40	870	870	870
湖西市立 新居図書館	会議室	20	850	850	850
	読書室(和室)	20	690	690	690
	視聴覚室	48	2,140	2,140	2,140

備考

- 1 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。）が使用するときの使用料は、基本使用料の額とする。
- 2 市民以外の者が使用するときの使用料は、基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額とする。
- 3 この表に定める時間には、使用の準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- 4 この表に定める時間の区分のうち2以上の区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該2以上の区分の使用料の合計額とする。
- 5 使用時間がこの表に定める時間に満たない場合であっても、使用料は減額しない。

（湖西市新居地域センター条例の一部改正）

第4条 湖西市新居地域センター条例（平成22年湖西市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条から第17条までを削り、第18条を第13条とする。

別表第1中

1,550円	1,720円	1,510円
1,420円	1,740円	1,580円
1,040円	1,390円	1,010円
3,800円	5,070円	4,430円
4,940円	6,580円	6,430円
500円	670円	590円
1,990円	2,660円	1,940円
1,710円	2,280円	1,990円
910円	1,220円	1,070円
9,260円	12,340円	12,340円
1,860円	2,460円	2,260円

を

1,580円	1,750円	1,540円
1,450円	1,770円	1,610円
1,060円	1,420円	1,030円
3,870円	5,160円	4,510円
5,030円	6,700円	6,550円
510円	680円	600円
2,030円	2,710円	1,980円
1,740円	2,320円	2,030円
930円	1,240円	1,090円
9,430円	12,570円	12,570円
1,890円	2,510円	2,300円

に改める。

(新居関所史料館条例の一部改正)

第5条 新居関所史料館条例（平成22年湖西市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「認めた」を「認める」に改め、同条第3号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか、教育委員会」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

別表普通入館料（1 人 1 回につき）の項中「310 円」を「320 円」に改め、同表備考中「410 円」を「420 円」に改める。

（新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部改正）

第 6 条 新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例（平成 22 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号及び第 2 号中「認められる」を「認める」に改め、同条第 4 号中「その他教育委員会」を「前各号に掲げるもののほか、教育委員会」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

別表備考中「410 円」を「420 円」に改める。

（湖西市老人福祉センター条例の一部改正）

第 7 条 湖西市老人福祉センター条例（平成 22 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表集会室の項中「2,200」を「2,240」に、「4,400」を「4,480」に改め、同表研修室の項中「760」を「770」に、「1,520」を「1,540」に改め、同表教養娯楽室の項中「550」を「560」に、「1,100」を「1,120」に改め、同表作業室の項中「880」を「900」に、「1,760」を「1,800」に改め、同表機能回復訓練室の項中「550」を「560」に、「1,100」を「1,120」に改める。

(湖西市営住宅管理条例の一部改正)

第8条 湖西市営住宅管理条例(平成9年湖西市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表栄町住宅の項から上ノ原住宅の項までの規定中「2,570円」を「2,610円」に改める。

(湖西市霊きゅう自動車使用条例の一部改正)

第9条 湖西市霊きゅう自動車使用条例(昭和43年湖西市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「5,400円」を「5,500円」に改める。

(湖西市墓園条例の一部改正)

第10条 湖西市墓園条例(昭和59年湖西市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「3,780円」を「3,850円」に改める。

(湖西市健康福祉センター設置条例の一部改正)

第11条 湖西市健康福祉センター設置条例(平成13年湖西市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表栄養指導実習室の項中「710」を「720」に、「1,420」を「1,440」に改め、同表栄養指導室の項中「780」を「790」に、「1,560」を「1,580」に改め、同表小会議室の項中「580」を「590」に、「1,160」を「1,180」に改め、同表研修室の項中「1,970」を「2,010」に、「3,940」を「4,020」に改め、同表特別会議室の項中「540」を「550」に、「1,080」を「1,100」に改める。

(湖西市構造改善施設条例の一部改正)

第12条 湖西市構造改善施設条例(昭和57年湖西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 ホール等

施設 区分	使用時間 使用区分	定員	使用 目的	市内			市外		
				午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時30分 まで
湖西市 北部地区 多目的 研修 集会 施設	多目的ホール	150人	一般	1,650円	2,200円	1,930円	3,300円	4,400円	3,860円
	農事研修室	24人	一般	490円	650円	570円	980円	1,300円	1,140円
	生活改善室	15人	一般	490円	650円	570円	980円	1,300円	1,140円
	休養娯楽室	15人	一般	490円	650円	570円	980円	1,300円	1,140円
	サークル活動室	10人	一般	420円	550円	490円	840円	1,100円	980円
	料理研修室	20人	一般	1,800円	2,100円	1,960円	3,600円	4,200円	3,920円
	農産物加工室	10人	一般	490円	650円	570円	980円	1,300円	1,140円
	衛生管理室			1回当たり330円			1回当たり660円		
	講座室	100人	一般	1,310円	1,750円	1,540円	2,620円	3,500円	3,080円
				営利	2,620円	3,500円	3,080円	3,930円	5,250円
	和室1	15人	一般	490円	650円	570円	980円	1,300円	1,140円
				営利	980円	1,300円	1,140円	1,470円	1,950円
	和室2	12人	一般	420円	550円	490円	840円	1,100円	980円
営利				840円	1,100円	980円	1,260円	1,650円	1,470円
湖西市 南部地区 構造改 善セ ンタ ー	多目的ホール	150人	一般	3,700円	4,930円	4,320円	7,400円	9,860円	8,640円
会議室各室	25人	一般	550円	730円	640円	1,100円	1,460円	1,280円	
農事研修室	30人	一般	980円	1,300円	1,140円	1,960円	2,600円	2,280円	
談話室各室	25人	一般	550円	730円	640円	1,100円	1,460円	1,280円	
調理実習室	30人	一般	2,730円	3,220円	2,970円	5,460円	6,440円	5,940円	
農産物加工室	30人	一般	1,470円	1,960円	1,710円	2,940円	3,920円	3,420円	

備考

- この表において「市内」とは、使用者が市民（市内に住所を有する者をいう。）又は本市所在の団体若しくは事業所の場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- この表において「営利」とは、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は商業宣伝、営業若しくはこれらに類する目的をもって使用する場合をいい、「一般」とは、それ以外の場合をいう。
- 特別な設備等に要する費用は、使用者の負担とする。

2 施設備付物品

種別	単位	使用区分	使用料
卓球用具	1組	1回当たり	280円
発酵機	1台	1日当たり	110円

(湖西市漁港管理条例の一部改正)

第 13 条 湖西市漁港管理条例(昭和 62 年湖西市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(新居弁天今切体験の里条例の一部改正)

第 14 条 新居弁天今切体験の里条例(平成 22 年湖西市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 暴力団員等(湖西市暴力団排除条例(平成 24 年湖西市条例第 34 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号及び第 13 条第 1 項第 2 号において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

第 13 条第 1 項第 4 号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

別表第 1 体験展示室の項及び多目的広場の項中「500 円」を「510 円」に改め、同表バーベキュー施設の項中「2,000 円」を「2,040 円」に改め、同表バーベキュー施設(時間延長)の項及びバーベキューコンロの項中「1,000 円」を「1,020 円」に改め、同表備考 1 中「額」の次に「(その額に 10 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)」を加える。

(湖西市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 15 条 湖西市道路占用料徴収条例(昭和 60 年湖西市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(湖西市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第 16 条 湖西市準用河川流水占用料等徴収条例(平成 12 年湖西市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(湖西市普通河川条例の一部改正)

第 17 条 湖西市普通河川条例(昭和 46 年湖西市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(湖西市給水条例の一部改正)

第 18 条 湖西市給水条例(平成 10 年湖西市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項の表を次のように改める。

量水器口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm
加入金	55,000 円	89,100 円	145,200 円	178,200 円	445,500 円

量水器口径	50mm	75mm	100mm	150mm 以上
加入金	660,000 円	1,650,000 円	2,805,000 円	市長が別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第 24 条関係）

区分	量水器の口径	基本料金		超過料金・使用料金	
		水量	金額		
一般用	13mm	8m ³	1,100円	9m ³ から25m ³ まで 1m ³ につき137円50銭	
	20mm	8m ³	2,090円	26m ³ から75m ³ まで 1m ³ につき159円50銭 76m ³ 以上 1m ³ につき176円	
	25mm	/	3,080円	1m ³ から25m ³ まで 1m ³ につき143円 26m ³ から75m ³ まで 1m ³ につき159円50銭	
	30mm		5,060円	76m ³ から250m ³ まで 1m ³ につき176円 251m ³ 以上 1m ³ につき198円	
	40mm		10,010円	1m ³ から150m ³ まで 1m ³ につき165円	
	50mm		15,070円	151m ³ から500m ³ まで 1m ³ につき192円50銭	
	75mm		34,100円	501m ³ 以上 1m ³ につき209円	
	100mm		59,400円		
	150mm		132,000円	1m ³ から150m ³ まで 1m ³ につき385円 151m ³ から500m ³ まで 1m ³ につき440円 501m ³ 以上 1m ³ につき478円50銭	
	200mm以上		市長が別に定める。		
公衆浴場	一般用に準ずる。			1m ³ につき 137円50銭	
臨時用	一般用に準ずる。			1m ³ につき 209円	

（市立湖西病院使用料及び手数料条例の一部改正）

第 19 条 市立湖西病院使用料及び手数料条例（平成 22 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条（湖西市自転車等駐車場条例別表の改正規定を除く。）、第 5 条（新居関所史料館条例別表の改正規定を除く。）、第 6 条（新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例別表の改正規定を除く。）及び第 14 条（新居弁天今切体験の里条例別表第 1 の改正規定を除く。）の規定 公布の日
 - (2) 第 4 条（湖西市新居地域センター条例別表第 1 の改正規定を除く。）の規定

平成 31 年 4 月 1 日

(3) 第 10 条の規定 平成 32 年 4 月 1 日

- 2 第 18 条の規定による改正後の湖西市給水条例第 24 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用している水道に係る料金で施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成 31 年 10 月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）の料金の額については、第 18 条の規定による改正前の湖西市給水条例第 24 条の規定により算定した額とする。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

議案第 7 号

湖西市表彰条例の一部を改正する条例制定について

湖西市表彰条例（昭和 48 年湖西市条例第 31 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市表彰条例の一部を改正する条例

湖西市表彰条例（昭和 48 年湖西市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「10 月 1 日」を「市長が定める日」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

湖西市部等設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市部等設置条例（平成13年湖西市条例第28号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市部等設置条例の一部を改正する条例

湖西市部等設置条例(平成 13 年湖西市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市部設置条例

第 1 条中「（以下「部等」という。）は、次のとおりとする」を「として、次の部

「市民経済部	「市民安全部
を置く」に、	を
都市整備部	産業部
危機管理課	都市整備部

に改める。

第 2 条を次のように改める。

（分掌事務）

第 2 条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務部

(1) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

- (2) 議会に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 契約に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 税務に関すること。
- (7) 行政組織及び事務管理に関すること。
- (8) 情報公開に関すること。
- (9) 工事の検査に関すること。
- (10) 他の主管に属しないこと。

企画部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政の重要施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 財産の管理に関すること。
- (4) 広聴に関すること。
- (5) 電子計算機による情報の管理及び処理に関すること。
- (6) 情報化施策の推進に関すること。
- (7) 定住促進に関すること。
- (8) 統計に関すること。

環境部

- (1) 環境施策及び緑化推進に関すること。
- (2) 廃棄物及び環境衛生に関すること。
- (3) 下水道事業に関すること。
- (4) 水道事業に関すること。

健康福祉部

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 介護保険に関すること。

市民安全部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民年金に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 後期高齢者医療に関すること。
- (5) 市民協働に関すること。
- (6) 危機管理に関すること。
- (7) 防災に関すること。

(8) 交通及び防犯に関すること。

(9) 新居支所に関すること。

産業部

(1) 商業、工業及び観光に関すること。

(2) 労政及び消費者行政に関すること。

(3) 農業、林業、水産業及び畜産業に関すること。

(4) 土地改良に関すること。

(5) 広報に関すること。

(6) 公共交通に関すること。

都市整備部

(1) 道路、橋梁及び河川に関すること。

(2) 公園に関すること。

(3) 都市計画に関すること。

(4) 建築及び住宅に関すること。

(5) 区画整理に関すること。

(6) 企業立地に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(湖西市国民保護協議会条例の一部改正)

2 湖西市国民保護協議会条例(平成 18 年湖西市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「危機管理課」を「市民安全部」に改める。

(湖西市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 湖西市交通安全対策会議条例(平成 22 年湖西市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「危機管理課」を「市民安全部」に改める。

(湖西市住居表示審議会条例の一部改正)

4 湖西市住居表示審議会条例(昭和 56 年湖西市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市民経済部」を「市民安全部」に改める。

議案第 9 号

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のとおり改正する。

第 8 条第に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の旅費支給条例（昭和 30 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

湖西市職員の旅費支給条例（昭和 30 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 7 項中「定額」を「実費額」に改める。

第 8 条第 1 項ただし書中「こえる」を「超える」に改める。

第 9 条第 1 項中「及び宿泊料」を削り、「こえる」を「超える」に改め、「それぞれの」を削る。

第 18 条第 1 項中「の定額」を「に定める額」に改める。

第 21 条中「の宿泊料定額」を「に定める宿泊料の上限額」に改める。

第 22 条第 1 項第 1 号ア中「職員相当の」を削り、「及び車賃の実費額並びに宿

泊料、食卓料」を「、車賃及び宿泊料の額並びに食卓料」に改め、同号イ中「年齢に応じた」を削り、「及び車賃の実費額並びに宿泊料、食卓料」を「、車賃及び宿泊料の額並びに食卓料」に改め、同項第3号中「宿泊料、食卓料」を「食卓料」に改める。

第33条第1項中「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表第1中

13,100円

 を

13,100円を上限とする実費額

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 宿泊料は、朝食代及び夕食代を含む額とする。
- 2 次の各号に掲げる施設に宿泊した場合の宿泊料の額は、当該各号に定める額（当該各号に定める額が、13,100円を超える場合には、13,100円）とする。
 - (1) 食事が提供されない施設又は宿泊料に食事代が含まれない施設 宿泊料の実費額に2,600円を加えた額
 - (2) 朝食が提供されない施設又は宿泊料に朝食代が含まれない施設 宿泊料の実費額に1,000円を加えた額
 - (3) 夕食が提供されない施設又は宿泊料に夕食代が含まれない施設 宿泊料の実費額に1,600円を加えた額

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の湖西市職員の旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 11 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 27 条中「540,000 円」を「580,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 12 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

建築基準法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請	27,000 円
---	----------

」

を

「

建築基準法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請	27,000 円
建築基準法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請	27,000 円
建築基準法第 87 条の 2 第 2 項において準用する同法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請	27,000 円
建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請	120,000 円

」

に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

議案第 13 号

湖西市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市立学校体育施設使用条例（昭和 51 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立学校体育施設使用条例の一部を改正する条例

湖西市立学校体育施設使用条例（昭和 51 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「者」を「場合」に、「市内在住又は在勤者で、社会体育活動及び社会教育活動に使用しようとする団体で」を「市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。）が使用する場合（社会体育活動又は社会教育活動に使用する場合に限る。）とし」に、「別に」を「施設を使用しようとするものは、湖西市教育委員会（以下この条において「委員会」という。）が別に」に、「湖西市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可をしない。

- (1) 学校教育上支障があると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。

- (4) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあるとき。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (6) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (7) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (8) 建物又は設備等を破損するおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、使用させることが適当でないと認めるとき。

第 7 条中「規則で」を「市長が」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条中「第 3 条の規定による使用者」を「使用者等」に、「一部を」を「一部について」に、「損傷した」を「損傷をした」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「すでに」を「既に」に改め、同条ただし書中「委員会において」を「市長が」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条中「施設の使用を許可された団体」を「使用者等」に、「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改め、同条ただし書中「又は」を削り、「、その他委員会において」を「その他市長が」に、「とき」を「場合」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「1」を「いずれか」に、「取消若しくは」を「取り消し、又は」に改め、同条第 2 号中「前条ただし書」を「第 2 条後段各号」に改め、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（原状回復の義務）

第 5 条 使用者等は、施設の使用を終了したとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（権利譲渡等の禁止）

第 3 条 前条の許可を受けたもの（以下「使用者等」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 6 条関係）

1 屋内運動場

使用時間区分 施設名	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夕方 17:00～19:00	夜間 19:00～21:00
鷺津中学校体育館 白須賀中学校体育館 湖西中学校体育館 岡崎中学校体育館 新居中学校体育館 鷺津小学校体育館 白須賀小学校体育館 東小学校体育館 岡崎小学校体育館 知波田小学校体育館 新居小学校体育館	1,320 円	1,320 円	1,320 円	1,320 円
鷺津中学校武道場 湖西中学校武道場 岡崎中学校武道場 岡崎中学校クラブハウス 新居中学校柔道場 新居中学校剣道場 新居幼稚園遊戯室	1,100 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円

備考

- 1 複数の使用時間区分にわたって使用する場合は、当該使用時間区分に係る使用料の合計額とする。
- 2 中学生以下の者が使用する場合は、この表に定める使用料の 2 分の 1 の額とする。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 屋外運動場夜間照明施設

施設名	使用料（1回）
鷺津中学校運動場夜間照明施設	2,570 円
湖西中学校運動場夜間照明施設	
岡崎中学校運動場夜間照明施設	
白須賀小学校運動場夜間照明施設	
岡崎小学校運動場夜間照明施設	
知波田小学校運動場夜間照明施設	

附 則

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の改正規定（「者」を「場合」に、「市内在住又は在勤者で、社会体育活動及び社会教育活動に使用しようとする団体で」を「市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。）が使用する場合（社会体育活動又は社会教育活動に使用する場合に限る。）とし」に改める部分を除く。）、第 7 条を第 9 条とする改正規定、第 6 条の改正規定、同条を第 8 条とする改正規定、第 5 条の改正規定（「すでに」を「既に」に改める部分に限る。）、同条を第 7 条とする改正規定、第 4 条の改正規定（「施設の使用を許可された団体」を「使用者等」に改める部分に限る。）、同条を第 6 条とする改正規定、第 3 条の改正規定、同条を第 4 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定及び第 2 条の次に 1 条を加える改正規定 公布の日

(2) 次項の規定 平成 31 年 8 月 1 日

2 改正後の湖西市立学校体育施設使用条例（以下「新条例」という。）第 2 条、第 6 条及び第 7 条（前項第 1 号に掲げる改正規定により改正される部分を除く。）並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る許可及び使用料について適用し、新条例第 2 条前段の許可、新条例第 6 条本文の規定による使用料の前納、同条ただし書の規定による免除、新条例第 7 条ただし書の規定による還付並びにこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 14 号

湖西市介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市介護予防拠点施設設置条例（平成 15 年湖西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市介護予防拠点施設設置条例の一部を改正する 条例

湖西市介護予防拠点施設設置条例（平成 15 年湖西市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条から第 6 条までを次のように改める。

（開館時間）

第 3 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 4 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（使用者の資格）

第5条 センターを使用することができるものは、福祉、ボランティア又は地域づくりの活動を目的とする団体及び公共的団体とする。ただし、市長が管理運営上支障がないと認める者については、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 センターを使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理に必要があるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付けることができる。

第7条を第13条とし、第6条の次に次の6条を加える。

(使用料)

第7条 使用許可を受けたもの（以下「使用者等」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者等が、自己の責によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用期日前3日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 政治的活動又は宗教的活動を目的として使用するとき。
- (5) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認めるとき。

(目的外使用、使用権譲渡等の禁止)

第10条 使用者等は、使用許可の目的以外の目的で使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (3) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (4) 第 9 条各号に該当したとき。
- (5) 使用許可の条件に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止によって使用者等に損害が生じても、市長はその責任を負わないものとする。

(原状の回復及び損害賠償)

第 12 条 使用者等は、使用后速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者等の故意又は過失により、建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 7 条関係)

室名	使用料 (1 時間あたり)	
	市内	市外
介護予防室 (和室)	円 500	円 1,000
介護予防室 (洋室)	520	1,040
調理研修室	500	1,000
生きがい創造室	500	1,000
世代間交流室	1,200	2,400
相談室	170	340

備考

- 1 この表において「市内」とは、使用者等が市民(市内に住所を有する者をいう。)又は本市所在の団体若しくは事業所の場合をいい、「市外」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 使用時間には、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の湖西市介護予防拠点施設設置条例(以下「新条例」という。)第 7 条、第 8 条及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日の使用に係る使用料について適用し、当該使用料の新条例第 7 条第 1 項の規定による前納及びこれに関し必要な行為は、施行日前においても、行うことができる。
- 3 施行日以後の日の使用に係る許可に関し禁止されている行為は、施行日前においても、してはならない。

議案第 15 号

湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市複合運動施設条例（平成 11 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市複合運動施設条例の一部を改正する条例

湖西市複合運動施設条例（平成 11 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

第 9 条第 1 項中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表第 1 から別表第 3 まで」に改める。

第 10 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 17 条中「別表第 2」の次に「及び別表第 3」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

有料施設等

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間
			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで
専用使用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	6,600 円	9,900 円	13,200 円
		入場料を徴収する場合 入場料の額が 2,000 円未満のとき	33,000 円	49,500 円	66,000 円
		入場料を徴収する場合 入場料の額が 2,000 円以上 4,000 円未満のとき	66,000 円	99,000 円	132,000 円
		入場料を徴収する場合 入場料の額が 4,000 円以上のとき	198,000 円	297,000 円	396,000 円
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	3,300 円	4,950 円	6,600 円
		入場料を徴収する場合 入場料の額が 2,000 円未満のとき	9,900 円	14,850 円	19,800 円
		入場料を徴収する場合 入場料の額が 2,000 円以上 4,000 円未満のとき	19,800 円	29,700 円	39,600 円
		入場料を徴収する場合 入場料の額が 4,000 円以上のとき	59,400 円	89,100 円	118,800 円
	スタジオ		1 時間 440 円		
	会議室		1 時間 440 円		
個人使用	温水レジャープール		小人・高齢者	1 人 1 回 330 円	
			大人	1 人 1 回 660 円	
	トレーニングルーム		大人・高齢者	1 人 1 回 330 円	
	浴室		小人・高齢者	1 人 1 回 220 円	
			大人	1 人 1 回 330 円	
	サブアリーナ		小人・大人・高齢者	1 人 1 回 330 円	

備考

- 1 小人とは 3 歳以上中学生以下の者をいい、高齢者とは 70 歳以上の者をいい、大人とは小人及び高齢者以外の者（3 歳未満の者を除く。）をいう。
- 2 1 回とは、個人使用の場合で、温水レジャープール、トレーニングルーム、浴室及びサブアリーナに入場してから退場するまでをいう。

- 3 午前及び午後、午後及び夜間又は午前、午後及び夜間を引き続き使用する場合は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
- 4 メインアリーナの冷暖房設備を使用する場合は、1 時間につき 5,500 円を加算する。
- 5 身体障害者手帳の交付を受けている者は、上記の表に定める「小人・高齢者」の区分と同額とし、その者の介護者 2 名までは無料とする。
- 6 温水レジャープール、トレーニングルーム及び浴室の専用利用料金は、個人利用料金の額と同額とする。
- 7 メインアリーナ及びサブアリーナを専用使用しようとする者が入場料に段階を設けている場合の利用料金は、当該入場料の最高額をもって上記の表を適用する。
- 8 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。）以外の者が専用使用をする場合の利用料金は、上記の表に定める利用料金（メインアリーナ及びサブアリーナを使用する場合にあっては、入場料を徴収しない場合の利用料金）に当該利用料金の 10 割に相当する額を加えた額とする。
- 9 中学生以下の者が専用使用をする場合の利用料金は、上記の表に定める利用料金の 2 分の 1 の額（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、上記の表に定める利用料金の額）とする。
- 10 メインアリーナの使用面積が 2 分の 1、3 分の 1 及び 3 分の 2 以下の場合の利用料金は、上記の表に定める利用料金又は備考 8 若しくは備考 9 の規定により算定した利用料金の 2 分の 1、3 分の 1 及び 3 分の 2 の額とする。
- 11 サブアリーナの使用面積が 2 分の 1 以下の場合の利用料金は、上記の表に定める利用料金又は備考 8 若しくは備考 9 の規定により算定した利用料金の 2 分の 1 の額とする。
- 12 使用時間の区分を超えて使用した場合の延長利用料金は、1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上を 1 時間とみなす。以下同じ。）につき当該区分の 1 時間に相当する額（備考 8 から備考 11 までの規定により算定をした場合にあっては、当該算定をして得た額の 1 時間に相当する額）とする。
- 13 利用料金を算定して得た額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 14 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 15 回数券を用いて利用料金を納付する場合にあっては、上記の表に規定する個人使用の利用料金のうち「1 人 1 回 220 円」とあるのは「1 人 1 回 200 円」と、「1 人 1 回 330 円」とあるのは「1 人 1 回 300 円」と、「1 人 1 回

660 円」とあるのは「1 人 1 回 600 円」とする。

別表第 3 中

	1,030 円	
	5,140 円	
	9,570 円	
	46,290 円	
	30,860 円	
	15,430 円	
	30,860 円	

を

に改め、同表備考 3 を

	1,100 円	
	5,500 円	
	10,230 円	
	49,500 円	
	33,000 円	
	24,750 円	
	39,600 円	

」

次のように改める。

- 3 小人とは3歳以上中学生以下の者をいい、高齢者とは70歳以上の者をいい、大人とは小人及び高齢者以外の者（3歳未満の者を除く。）をいう。

別表第3を別表第4とする。

別表第2中	510円	550円	を に改め、同表を別表第3とし、
	1,030円	1,100円	
	310円	330円	
	310円	330円	
	310円	330円	
	310円	330円	
	210円	220円	
	210円	220円	
	1,030円	1,100円	
	3,090円	3,300円	
	1,030円	1,100円	
	3,090円	3,300円	
	3,090円	3,300円	
	50円	50円	
	510円	550円	

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第 2 (第 9 条関係)

照明設備

使用区分				利用料金
メインアリーナ	専用 全面	全灯	1 時間につき	1,760 円
		半灯		880 円
	専用 半面	全灯		880 円
		半灯		440 円
	専用 1/3 面	全灯		590 円
		半灯		300 円
サブアリーナ	専用 全面	全灯	690 円	
		半灯	350 円	
	専用 半面	全灯	350 円	
		半灯	180 円	

備考 午前 9 時から午後 5 時までの間にメインアリーナ又はサブアリーナにおいて照明設備を使用する場合に限り、上記の表に定める利用料金を加算する。

附 則

- この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の湖西市複合運動施設条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 1 項及び別表第 1 から別表第 3 までの規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、新条例別表第 1 から別表第 3 までに定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 16 号

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条 例制定について

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条 例

湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 12 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を「施行規則」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等 に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等 に関する条例の一部を改正する条例

湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 5 条の 2」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

湖西市北部地区運動広場条例の一部を改正する条例制定について

湖西市北部地区運動広場条例（昭和 60 年湖西市条例第 13 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市北部地区運動広場条例の一部を改正する条例

湖西市北部地区運動広場条例（昭和 60 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 号中「その他管理上」を「前各号に掲げるもののほか、管理上」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

施設名	使用時間	利用料金
ソフトボール場	6時00分～8時30分	無料
	8時30分～12時30分	無料
	12時30分～17時00分	無料
	17時00分～21時00分	2,570円
庭球場	6時00分～8時30分	無料
	8時30分～12時30分	無料
	12時30分～17時00分	無料
	17時00分～日没	無料
ゲートボール場	6時00分～8時30分	無料
	8時30分～12時30分	無料
	12時30分～17時00分	無料
	17時00分～日没	無料

附 則

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の湖西市北部地区運動広場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、同表に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 19 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例

湖西市勤労者体育センター条例（昭和 58 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 8 条第 1 号中「おそれの」を「おそれがある」に改め、同条第 2 号中「と認められる」を削り、同条第 3 号中「その他管理運営上」を「前各号に掲げるもののほか、管理運営上」に、「認められる」を「認める」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 施設又は設備等を破損するおそれがあるとき。

第 9 条第 3 号中「その他管理上」を「前 2 号に掲げるもののほか、管理上」に改める。

第 10 条第 2 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 14 条の見出し中「現状」を「原状」に改める。

第 17 条中「別表備考 3」を「別表第 1 備考 2 から備考 4 まで及び別表第 2」に改める。

別表を削る。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 3 条、第 10 条関係）

施設

使用時間区分 使用区分		午前	午後	夜間
		9：00～13：00	13：00～17：00	17：00～21：00
体育室	専用 全面	1 時間につき 660 円		1 時間につき 1,320 円
	専用 半面	1 時間につき 330 円		1 時間につき 660 円
	個人使用	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円
軽運動室	専用	1 時間につき 330 円		
	個人使用	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円
トレーニング室	専用	1 時間につき 330 円		
	個人使用	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円	1 人 1 回 200 円

備考

- 1 使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。
- 2 第 4 条第 2 項の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の利用料金は、17 時から 21 時までの使用時間区分の 1 時間に相当する額とする。
- 3 市民（市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。）以外の者が専用使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金に、当該利用料金の 10 割に相当する額を加えた額とする。
- 4 中学生以下の者が専用使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の 2 分の 1 の額（市民以外の中学生以下の者が専用使用する場合にあっては、この表に定める利用料金の額）とする。

- 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

別表第 2（第 10 条関係）

照明設備

使用区分		利用料金
体育室	専用 全面	1 時間につき 120 円
	専用 半面	

備考 9 時から 17 時までの間に体育室において照明設備を使用する場合に限り、この表に定める利用料金を加算する。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市勤労者体育センター条例（以下「新条例」という。）第 3 条、第 10 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、新条例別表第 1 及び別表第 2 に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 20 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市都市公園条例の一部を改正する条例

湖西市都市公園条例（昭和 56 年湖西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、当該行為が暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるときは、当該許可をしない。

第 4 条中「又は法」を「若しくは法」に、「、第 3 項」を「若しくは第 3 項」に改め、同条第 8 号中「その他都市公園」を「前各号に掲げるもののほか、都市公園」に改める。

第 12 条第 1 項ただし書中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

別表第 2 の 2 の表を次のように改める。

2 有料公園施設使用料

(1) 湖西運動公園庭球場

○コート

区分	使用時間	使用料
入場料等を徴収 しないで使用する 場合 1面	8時30分～10時30分	880円
	10時30分～12時30分	880円
	13時00分～15時00分	880円
	15時00分～17時00分	880円
	17時00分～19時00分	880円
	19時00分～21時00分	880円

注

- 複数の使用時間帯にわたって使用する場合の使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。
- 第7条の規定により使用時間を変更した場合の1時間の使用料は、19時00分から21時00分までの時間区分の1時間に相当する額とする。
- 市民(市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。)が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める使用料又は備考2の規定により算定した使用料(次号及び第3号並びに備考4において「基本使用料」という。)に当該基本使用料の40割に相当する額を加えた額
 - 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の2分の1の額
 - 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本使用料に当該基本使用料の50割に相当する額を加えた額
 - 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の額
 - 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額
- 6時00分から8時30分までの間において市民が専用使用するときの使用料は、1面1時間につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間に切り上げるものとする。

- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 2,200 円
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 220 円
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 440 円
- 6 6 時 00 分から 8 時 30 分までの間において市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間に切り上げるものとする。
- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 2,640 円
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 440 円
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 880 円
- 7 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

○付属設備等

区分	使用料
照明灯 1 面 1 時間	260 円

注

- 1 照明灯を使用する場合で 1 時間に満たないときは、1 時間とする。
- 2 上表に定めのないものについては、別に市長の定める額とする。

(2) 湖西運動公園野球場

区分	使用時間	使用料
入場料等を徴収しないで使用する 場合	6 時 00 分～8 時 30 分	2,200 円
	8 時 30 分～10 時 30 分	2,200 円
	10 時 30 分～12 時 30 分	2,200 円
	13 時 00 分～15 時 00 分	2,200 円
	15 時 00 分～17 時 00 分	2,200 円
	17 時 00 分～19 時 00 分	2,200 円
	19 時 00 分～21 時 00 分	2,200 円

注

- 1 複数の使用時間帯にわたって使用する場合の使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。
- 2 第 7 条の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の使用料は、19 時 00 分から 21 時 00 分までの時間区分の 1 時間に相当する額とする。
- 3 市民が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める使用料又は備考 2 の規定により算定した使用料（次号及び第 3 号並びに備考 4 において「基本使用料」という。）に当該基本使用料の 40 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の 2 分の 1 の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 4 市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本使用料に当該基本使用料の 50 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の 10 割に相当する額を加えた額
- 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

○付属設備等

	区分	使用料
照明灯 1 時間	全灯	2,930 円
	2 分の 1 灯	2,100 円
スコアボード	8 時 30 分～17 時 00 分	550 円
	8 時 30 分～12 時 30 分	330 円
	13 時 00 分～17 時 00 分	330 円
	17 時 00 分～21 時 00 分	330 円

注

- 1 照明灯を使用する場合で 1 時間に満たないときは、1 時間とする。
- 2 スコアボードを使用する場合で、13 時 00 分から 21 時 00 分まで又は 8 時 30 分から 21 時 00 分まで引き続き利用する場合の使用料は、それぞれこの表に定める合計額とする。
- 3 上表に定めのないものについては、別に市長の定める額とする。

(3) 湖西運動公園陸上競技場

○トラック・フィールド

区分	使用時間		使用料
	専用	個人	
入場料等を徴収 しないで使用する 場合	専用	6時00分～8時30分	2,200円
	個人	6時00分～8時30分	110円
	専用	8時30分～10時30分	2,200円
	個人	8時30分～10時30分	110円
	専用	10時30分～12時30分	2,200円
	個人	10時30分～12時30分	110円
	専用	13時00分～15時00分	2,200円
	個人	13時00分～15時00分	110円
	専用	15時00分～17時00分	2,200円
	個人	15時00分～17時00分	110円
	専用	17時00分～19時00分	2,200円
	個人	17時00分～19時00分	110円
	専用	19時00分～21時00分	2,200円
	個人	19時00分～21時00分	110円

注

- 1 複数の使用時間帯にわたって使用する場合の使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。
- 2 第7条の規定により使用時間を変更した場合の1時間の使用料は、19時00分から21時00分までの時間区分の1時間に相当する額とする。
- 3 市民が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める使用料又は備考2の規定により算定した使用料（次号及び第3号並びに備考4において「基本使用料」という。）に当該基本使用料の40割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の2分の1の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 4 市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本使用料に当該基本使用料の50割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額

5 個人の利用日は、専用の利用日以外の日及び市長の定める日とする。

6 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

○付属設備等

区分			使用料
照明灯 1 時間	専用	全灯	2,620 円
		2 分の 1 灯	1,780 円
		4 分の 1 灯	1,360 円
	個人	4 分の 1 灯	320 円
放送設備			1 回 3,300 円

注

1 照明灯を使用する場合で 1 時間に満たないときは、1 時間とする。

2 上表に定めのないものについては、別に市長の定める額とする。

(4) 湖西運動公園弓道場

区分	使用時間		使用料
入場料等を徴収 しないで使用する 場合	専用	6 時 00 分～8 時 30 分	1,100 円
	個人	6 時 00 分～8 時 30 分	110 円
	専用	8 時 30 分～12 時 30 分	1,100 円
	個人	8 時 30 分～12 時 30 分	110 円
	専用	13 時 00 分～17 時 00 分	1,100 円
	個人	13 時 00 分～17 時 00 分	110 円
	専用	17 時 00 分～21 時 00 分	2,200 円
	個人	17 時 00 分～21 時 00 分	220 円

注

1 複数の使用時間帯にわたって使用する場合の使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。

2 第 7 条の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の利用料金は、17 時 00 分から 21 時 00 分までの時間区分の 1 時間に相当する額とする。

3 市民が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める使用料又は備考 2 の規定により算定した使用料（次号及び第 3 号並びに備考 4 において「基本使用料」という。）に当該基本使用料の 40 割に相当する額を加えた額

(2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の 2 分の 1 の額

- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 4 市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本使用料に当該基本使用料の50割に相当する額を加えた額
- (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の額
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額
- 5 個人の利用日は、専用の利用日以外の日及び市長の定める日とする。
- 6 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

(5) 湖西市みなと運動公園多目的広場（東広場・西広場）

区分	使用時間	使用料
入場料等を徴収しないで使用する場合	9時00分～12時00分	1,650円
	13時00分～15時00分	1,100円
	15時00分～17時00分	1,100円
	17時00分～19時00分	1,100円
	19時00分～21時00分	1,100円

注

- 1 複数の使用時間帯にわたって使用する場合の使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。
- 2 第7条の規定により使用時間を変更した場合の1時間の利用料金は、17時00分から21時00分までの時間区分の1時間に相当する額とする。
- 3 市民が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める使用料又は備考2の規定により算定した使用料（次号及び第3号並びに備考4及び備考5において「基本使用料」という。）に当該基本使用料の40割に相当する額を加えた額
- (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の2分の1の額
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 4 市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本使用料に当該基本使用料の

50割に相当する額を加えた額

(2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の額

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額

5 多目的広場の東広場又は西広場の一部を使用する場合においてその使用面積が東広場又は西広場の面積の2分の1以下の場合には、基本使用料又は備考3若しくは備考4の規定により算定した使用料の2分の1の額とする。

6 使用料を算定して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

7 使用時間帯は、4月1日から10月31日までは9時00分から21時00分までとし、その他の期間は9時00分から17時00分までとする。

8 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

○付属設備等

区分	使用料
照明灯 東広場、西広場それぞれにつき1時間	2,100円

注

1 照明灯を使用する場合で1時間に満たないときは、1時間とする。

2 多目的広場の面積の2分の1以下を使用する場合において、照明灯を使用するときは、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

3 上記に定めのないものについては、別に市長の定める額とする。

(6) 湖西市みなと運動公園野球場

区分	使用時間	使用料
入場料等を徴収しないで使用する場合	9時00分～12時00分	2,480円
	13時00分～15時00分	1,650円
	15時00分～17時00分	1,650円

注

1 複数の使用時間帯にわたって使用する場合の使用料は、当該使用時間帯に係る使用料の合計額とする。

2 第7条の規定により使用時間を変更した場合の1時間の使用料は、15時00分から17時00分までの時間区分の1時間に相当する額とする。

3 市民が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める使用料又は備考

- 2の規定により算定した使用料（次号及び第3号並びに備考4において「基本使用料」という。）に当該基本使用料の40割に相当する額を加えた額
- (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の2分の1の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料の額
- 4 市民以外の者が専用使用するときの使用料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本使用料に当該基本使用料の50割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本使用料の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加えた額
- 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項にただし書を加える改正規定、第4条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2（有料公園施設使用料の規定に限る。以下同じ。）の規定は、この条例の施行の日以後の日の有料公園施設の使用に係る有料公園施設使用料及び利用料金について適用し、新条例別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 21 号

湖西市梶田多目的運動広場条例の一部を改正する条例 制定について

湖西市梶田多目的運動広場条例（平成 28 年湖西市条例第 35 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市梶田多目的運動広場条例の一部を改正する条例

湖西市梶田多目的運動広場条例（平成 28 年湖西市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市新居スポーツ広場公園条例の一部を改正する 条例

湖西市新居スポーツ広場公園条例（平成 26 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「認められる」を「認める」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者による使用であるとき。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第11条関係）

1 湖西市新居体育館

使用区分		使用時間		夜間 17時～21時
		午前 8時～13時	午後 13時～17時	
競技場	専用 全面	1時間につき 990円		1時間につき 1,980円
	専用 半面	1時間につき 500円		1時間につき 990円
	専用 1/3面	1時間につき 330円		1時間につき 660円
卓球室	専用	1時間につき 440円		
	個人 1人につき	300円	300円	300円
ジム	個人 1人につき	300円	300円	300円
		1か月定期券 4,500円		
スタジオ	専用	1時間につき 660円		
会議室	専用	1時間につき 440円		

備考

- 1 使用時間の開始は正時からとし、使用時間の終了は正時までとする。
- 2 第7条第2項の規定により使用時間を変更した場合の1時間の利用料金は、17時から21時までの時間区分の1時間に相当する額とする。
- 3 市民(市内に住所を有する者をいい、市内に所在する団体及び事業所を含む。以下同じ。)が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める利用料金又は備考2の規定により算定した利用料金(次号及び第3号並びに備考4において「基本利用料金」という。)に当該基本利用料金の40割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の2分の1の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金の額
- 4 市民以外の者が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本利用料金に当該基本料金の50割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の額
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金に当該基本料金の10割に相当する額を加えた額
- 5 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

2 照明設備

使用区分			利用料金
競技場	専用 全面	1 時間につき	250 円
	専用 半面		130 円
	専用 1/3 面		90 円

備考 8 時から 17 時までの間に競技場において照明設備を使用する場合に限り、この表に定める利用料金を加算する。

3 湖西市新居弓道場

使用区分 \ 使用時間	8 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時	8 時～21 時
専用	1,100 円	1,100 円	2,200 円	4,400 円
個人 1 人につき	110 円	110 円	170 円	390 円

備考

- 1 第 7 条第 2 項の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の利用料金は、17 時から 21 時までの時間区分の 1 時間に相当する額とする。
- 2 市民が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める利用料金又は備考 1 の規定により算定した利用料金（次号及び第 3 号並びに備考 3 において「基本利用料金」という。）に当該基本利用料金の 40 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の 2 分の 1 の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金の額
- 3 市民以外の者が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本利用料金に当該基本料金の 50 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金に当該基本料金の 10 割に相当する額を加えた額
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

4 湖西市新居庭球場

使用区分 \ 使用時間	8 時～13 時	13 時～17 時	17 時～21 時	8 時～21 時
専用	2,970 円	2,970 円	5,940 円	11,880 円
個人 1 人につき	220 円	220 円	440 円	880 円

備考

- 1 第 7 条第 2 項の規定により使用時間を変更した場合の 1 時間の利用料金は、17 時から 21 時までの時間区分の 1 時間に相当する額とする。
- 2 市民が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 この表に定める利用料金又は備考 1 の規定により算定した利用料金（次号及び第 3 号並びに備考 3 において「基本利用料金」という。）に当該基本利用料金の 40 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の 2 分の 1 の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金の額
- 3 市民以外の者が専用使用するときの利用料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料の類いを徴収して使用する場合 基本利用料金に当該基本料金の 50 割に相当する額を加えた額
 - (2) 中学生以下の者が使用する場合 基本利用料金の額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外の場合 基本利用料金に当該基本料金の 10 割に相当する額を加えた額
- 4 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市新居スポーツ広場公園条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、同表に定める額の範囲内において指定管理者が定める利用料金の承認及び変更の承認並びにこれらの承認に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議案第 23 号

湖西市下水道条例の一部を改正する条例制定について

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市下水道条例の一部を改正する条例

湖西市下水道条例（平成 12 年湖西市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項の表を次のように改める。

使用料 使用区分	基本料金		超過使用料金（1 立方メートルにつき）	
	排除汚水量	料金	排除汚水量	料金
一般汚水	8 立方メートルまで	1,084円	8立方メートルを超え25立方メートルまで	149円
			25立方メートルを超え75立方メートルまで	162円60銭
			75立方メートルを超え150立方メートルまで	176円10銭
			150立方メートルを超え250立方メートルまで	189円60銭
			250立方メートルを超えるもの	203円20銭
公衆浴場	8 立方メートルまで	1,084円	8立方メートルを超えるもの	13円50銭
臨時使用汚水			1立方メートルにつき	203円20銭

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市下水道条例第 17 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（「以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成 31 年 10 月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）の使用料の額については、この条例による改正前の湖西市下水道条例第 17 条の規定により算定した額とする。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

議案第 24 号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項本文の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成 20 年総行市第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条第 4 号中「及び自動車取得税」を削り、「第 442 条第 2 号」を「第 442 条第 5 号」に、「同条第 4 号」を「同条第 7 号」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度湖西市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 753,925 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,454,276 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,192,071	122,764	11,314,835
	1 市民税	4,495,880	122,764	4,618,644
14	国庫支出金	2,384,751	2,746	2,387,497
	1 国庫負担金	1,697,022	9,918	1,706,940
	2 国庫補助金	675,212	△7,172	668,040
15	県支出金	1,163,891	637,127	1,801,018
	1 県負担金	724,149	6,059	730,208
	2 県補助金	328,869	631,068	959,937
16	財産収入	60,313	△892	59,421
	1 財産運用収入	19,736	△892	18,844
17	寄附金	470,080	455	470,535
	1 寄附金	470,080	455	470,535
18	繰入金	1,416,172	△300,000	1,116,172
	1 基金繰入金	1,355,095	△300,000	1,055,095
19	繰越金	503,366	2,104	505,470
	1 繰越金	503,366	2,104	505,470
20	諸収入	335,570	317,921	653,491
	5 収益事業収入	137,607	320,000	457,607
	6 雑入	183,133	△2,079	181,054
21	市債	1,474,600	△28,300	1,446,300
	1 市債	1,474,600	△28,300	1,446,300
	歳入合計	21,700,351	753,925	22,454,276

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,162,324	209,690	2,372,014
	1 総務管理費	1,704,053	210,002	1,914,055
	2 徴税費	292,550	△350	292,200
	4 選挙費	21,182	38	21,220
3	民生費	6,083,543	29,088	6,112,631
	1 社会福祉費	3,060,444	19,789	3,080,233
	2 児童福祉費	2,693,616	9,235	2,702,851
	3 生活保護費	329,142	64	329,206
4	衛生費	3,275,768	△33,878	3,241,890
	1 保健衛生費	635,055	908	635,963
	2 清掃費	1,473,986	△34,786	1,439,200
6	農林水産業費	235,191	702,954	938,145
	1 農業費	225,995	702,954	928,949
7	商工費	991,401	910	992,311
	1 商工費	991,401	910	992,311
8	土木費	2,635,227	△111,488	2,523,739
	2 道路橋梁費	1,036,750	△2,978	1,033,772
	3 河川費	43,096	25	43,121
	4 都市計画費	1,307,896	△86,016	1,221,880
	5 住宅費	131,069	△8,619	122,450
	7 港湾費	18,544	△13,900	4,644
9	消防費	1,185,000	△13,896	1,171,104
	1 消防費	1,185,000	△13,896	1,171,104
10	教育費	3,064,966	△29,455	3,035,511
	1 教育総務費	480,709	40	480,749
	2 小学校費	679,863	5,217	685,080

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中学校費	566,038	△612	565,426
	4 幼稚園費	667,232	△31,800	635,432
	6 社会教育費	382,377	△7,460	374,917
	7 保健体育費	288,747	5,160	293,907
歳 出 合 計		21,700,351	753,925	22,454,276

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成30年度車両リース料(1件)	平成31年度～平成33年度	1,014
平成31年度通信指令装置保守点検業務	平成30年度～平成31年度	19,618

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変 更 前			変 更 後			償還の 方法
	限 度 額	起債の 方法	利 率	限 度 額	起債の 方法	利 率	
土地改良 整備事業	16,400	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	12,900	証 書 借入等	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる政 府資金及 び地方公 共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては当該 見直し後 の利率)	借入先の 融資条件 による。 ただし、 市財政の 都合によ り償還期 限を短縮 し、若し くは繰上 償還又は 低利に借 り換える ことができ る。
港湾事業	14,700			3,600			
地震対策 事業	75,300			68,800			
幼稚園整 備事業	9,400			2,200			

第4表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営基盤強化促進対策事業	261,843
		畜産振興対策事業	450,000
8 土木費	2 道路橋梁費	国道301号関連道路整備事業	7,000
		横須賀橋郷北線(鷺津踏切)道路改良事業	8,000
		(都)大倉戸茶屋松線整備事業	172,100
		新所原駅嵩山線道路改良事業	21,400
	4 都市計画費	鷺津駅谷上線整備事業	15,000
		組合土地地区画整理事業	48,534
9 消防費	1 消防費	地震対策事業	3,586
合 計			987,463

議案第 26 号

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正
予算 (第 2 号)

平成 30 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,844 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,861,507 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	3,945,047	65,000	4,010,047
	2 県補助金	3,945,047	65,000	4,010,047
6	繰入金	384,570	△68,592	315,978
	1 他会計繰入金	312,570	3,408	315,978
	2 基金繰入金	72,000	△72,000	0
7	繰越金	64,393	207,436	271,829
	1 繰越金	64,393	207,436	271,829
	歳入合計	5,657,663	203,844	5,861,507

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	3,868,088	65,000	3,933,088
	1 療養諸費	3,384,336	60,000	3,444,336
	2 高額療養費	455,150	5,000	460,150
7	基金積立金	134	80,000	80,134
	1 基金積立金	134	80,000	80,134
9	諸支出金	19,934	58,844	78,778
	1 償還金及び還付加算金	9,197	58,844	68,041
	歳出合計	5,657,663	203,844	5,861,507

議案第 27 号

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 30 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,065,110 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	繰越金	72,669	7,500	80,169
	1 繰越金	72,669	7,500	80,169
	歳 入 合 計	4,057,610	7,500	4,065,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	地域支援事業費	263,591	7,500	271,091
	1 地域支援事業費	263,591	7,500	271,091
	歳 出 合 計	4,057,610	7,500	4,065,110

議案第 28 号

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正
予算（第 2 号）

平成 30 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,345 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 668,337 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	127,591	△1,345	126,246
	1 一般会計繰入金	127,591	△1,345	126,246
	歳 入 合 計	669,682	△1,345	668,337

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	640,151	△1,345	638,806
	1 広域連合納付金	640,151	△1,345	638,806
	歳 出 合 計	669,682	△1,345	668,337

平成 31 年度湖西市一般会計予算

平成 31 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,270,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 11,266,066
	1 市民税	4,728,381
	2 固定資産税	5,631,080
	3 軽自動車税	174,894
	4 市たばこ税	328,672
	6 都市計画税	403,039
2 地方譲与税		221,292
	1 地方揮発油譲与税	63,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	3,292
3 利子割交付金		14,000
	1 利子割交付金	14,000
4 配当割交付金		34,000
	1 配当割交付金	34,000
5 株式等譲渡所得割交付金		42,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	42,000
6 地方消費税交付金		1,250,000
	1 地方消費税交付金	1,250,000
7 ゴルフ場利用税交付金		19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000
8 自動車取得税交付金・環境性能割交付金		60,000
	1 自動車取得税交付金	40,000
	2 環境性能割交付金	20,000
9 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		237,000

款	項	金額
	1 地方交付税	237,000
11	交通安全対策特別交付金	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12	分担金及び負担金	52,114
	2 負担金	52,114
13	使用料及び手数料	491,586
	1 使用料	357,258
	2 手数料	134,328
14	国庫支出金	2,431,935
	1 国庫負担金	1,772,643
	2 国庫補助金	627,117
	3 委託金	32,175
15	県支出金	1,162,517
	1 県負担金	755,745
	2 県補助金	285,762
	3 委託金	121,010
16	財産収入	193,055
	1 財産運用収入	18,615
	2 財産売払収入	174,440
17	寄附金	405,116
	1 寄附金	405,116
18	繰入金	1,208,448
	1 基金繰入金	1,208,434
	2 特別会計繰入金	14
19	繰越金	500,000
	1 繰越金	500,000

款	項	金 額
		千円
20	諸収入	342,571
	1 延滞金	16,600
	2 市預金利子	70
	4 受託事業収入	309
	5 収益事業収入	137,730
	6 雑入	187,862
21	市債	1,287,300
	1 市債	1,287,300
	歳 入 合 計	21,270,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 186,168
	1 議会費	186,168
2 総務費		2,296,728
	1 総務管理費	1,749,157
	2 徴税费	316,228
	3 戸籍住民基本台帳費	109,851
	4 選挙費	83,780
	5 統計調査費	14,055
	6 監査委員費	23,657
3 民生費		6,332,373
	1 社会福祉費	3,117,113
	2 児童福祉費	2,891,374
	3 生活保護費	323,551
	4 災害救助費	335
4 衛生費		3,072,871
	1 保健衛生費	626,067
	2 清掃費	1,473,377
	3 環境対策費	27,509
	4 病院費	945,918
5 労働費		84,640
	1 労働諸費	84,640
6 農林水産業費		206,385
	1 農業費	195,979
	2 林業費	7,496
	3 水産業費	2,910
7 商工費		909,851

款	項	金額
		千円
	1 商工費	909,851
8 土木費		3,008,225
	1 土木管理費	88,798
	2 道路橋梁費	757,788
	3 河川費	58,089
	4 都市計画費	1,981,665
	5 住宅費	103,090
	7 港湾費	18,795
9 消防費		1,137,061
	1 消防費	1,137,061
10 教育費		2,353,606
	1 教育総務費	490,217
	2 小学校費	194,677
	3 中学校費	225,339
	4 幼稚園費	743,783
	6 社会教育費	415,276
	7 保健体育費	284,314
11 災害復旧費		1,970
	1 農林水産業施設災害復旧費	410
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12 公債費		1,630,122
	1 公債費	1,630,122
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		21,270,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成31年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業	平成32年度～平成36年度	1,400千円 と諸経費及 び利子相当 額
平成31年度コンピュータシステムリース料 (20件)	平成32年度～平成36年度	361,296
平成31年度事務機器等リース料 (32件)	平成32年度～平成36年度	15,507
平成31年度車両リース料 (4件)	平成32年度～平成33年度	7,961
環境センター運転管理業務	平成32年度	245,025
環境センター長寿命化関連事業	平成32年度	18,353
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設水 質分析	平成32年度	4,000
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設長 寿命化工事	平成32年度	72,000
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設長 寿命化工事監理	平成32年度	6,626
中部電力高圧鉄塔移転補償	平成32年度～平成33年度	126,000
岡崎幼稚園園舎耐震補強事業	平成32年度	308,055
資源リサイクル用選別作業・保管施設リー ス料 (消費税率引上げ分)	平成32年度～平成37年度	534
救急資機材リース料 (消費税率引上げ分)	平成32年度～平成36年度	38
防犯灯LED化業務 (消費税率引上げ分)	平成32年度～平成40年度	1,836
衛生プラント運転管理業務 (消費税率引上 げ分)	平成32年度～平成34年度	3,432

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	5,200	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構 資金について、利 率の見直し後 においては当該 見直しの利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により償 還期限を短縮し、 若しくは繰上償還 又は低利に借り換 えることができる。
岡崎幼稚園こども園化増築 事業	175,700			
廃棄物処分場整備事業	41,000			
土地改良整備事業	22,500			
道路整備事業	207,800			
河川等整備事業	549,900			
道路整備事業(街路)	20,200			
港湾事業	4,500			
地震対策事業	40,000			
消防車両整備事業	47,000			
急傾斜地対策事業	12,700			
中学校施設維持補修事業	40,900			
幼稚園整備事業	36,500			
新居関跡保存整備事業	57,400			
臨時財政対策債	26,000			
計	1,287,300			

平成 31 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

平成 31 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,686,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,174,761
	1 国民健康保険税	1,174,761
2	使用料及び手数料	311
	1 手数料	311
3	国庫支出金	8,417
	2 国庫補助金	8,417
4	県支出金	3,971,222
	2 県補助金	3,971,222
5	財産収入	140
	1 財産運用収入	140
6	繰入金	442,375
	1 他会計繰入金	312,375
	2 基金繰入金	130,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	38,774
	1 延滞金	5,060
	2 加算金	2
	3 国民健康保険事業特別会計預金利子	1
	4 雑入	33,711
	歳入合計	5,686,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 26,992
	1 総務管理費	21,326
	2 徴税費	5,346
	3 運営協議会費	320
2 保険給付費		3,897,917
	1 療養諸費	3,425,106
	2 高額療養費	447,150
	3 出産育児諸費	21,011
	4 葬祭諸費	4,500
	5 移送費	150
3 国民健康保険事業費納付金		1,657,267
	1 医療給付費分	1,109,558
	2 後期高齢者支援金等分	409,763
	3 介護納付金分	137,946
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		58,124
	1 保健事業費	12,109
	2 特定健康診査等事業費	46,015
7 基金積立金		140
	1 基金積立金	140
8 公債費		40
	1 公債費	40
9 諸支出金		35,515
	1 償還金及び還付加算金	35,514
	2 繰出金	1

款	項	金 額
10 予備費		千円 10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	5,686,000

議案第 31 号

平成 31 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

平成 31 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,236,616 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
1	介護保険料	1,040,585
	1 介護保険料	1,040,585
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	864,528
	1 国庫負担金	702,242
	2 国庫補助金	162,286
4	支払基金交付金	1,093,482
	1 支払基金交付金	1,093,482
5	県支出金	600,900
	1 県負担金	561,938
	3 県補助金	38,962
6	財産収入	57
	1 財産運用収入	57
7	繰入金	613,455
	1 一般会計繰入金	591,823
	2 基金繰入金	21,632
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	23,597
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	23,595
	歳入合計	4,236,616

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	53,274
	1 総務管理費	26,553
	2 介護認定費	26,721
2	介護給付費	3,907,287
	1 介護サービス等諸費	3,907,287
4	地域支援事業費	264,663
	1 地域支援事業費	264,663
5	基金積立金	57
	1 基金積立金	57
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,236,616

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成 31 年度コンピュータシステムリース料 (1 件)	平成 32 年度	57

議案第 32 号

平成 31 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 31 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 672,840 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	553,501
	1 保険料	553,501
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	繰入金	118,276
	1 一般会計繰入金	118,276
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,052
	1 延滞金	1
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,050
	3 預金利子	1
	歳 入 合 計	672,840

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	23,531
	1 総務管理費	21,923
	2 徴収費	1,608
2	広域連合納付金	648,247
	1 広域連合納付金	648,247
3	諸支出金	1,062
	1 償還金及び還付加算金	1,050
	2 繰出金	12
	歳 出 合 計	672,840

議案第 33 号

平成 31 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 31 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	8,100 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	2,196,000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	6,000 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	管路建設改良工事 布設延長 1,500m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	1,383,455 千円	
第 1 項 営 業 収 益	292,982 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1,090,472 千円	
第 3 項 特 別 利 益	1 千円	
	支 出	
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	1,357,639 千円	
第 1 項 営 業 費 用	1,177,207 千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	178,802 千円	
第 3 項 特 別 損 失	630 千円	
第 4 項 予 備 費	1,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 320,655 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25,019 千円、過年度分損益勘定留保資金 4,999 千円、当年度分損益勘定留保資金 290,637 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		588,749 千円
第1項 企業債		457,800 千円
第3項 他会計出資金		15,302 千円
第5項 他会計補助金		28,638 千円
第7項 補助金		70,000 千円
第8項 負担金		17,009 千円
支 出		
第1款 資本的支出		909,404 千円
第1項 建設改良費		311,816 千円
第2項 企業債償還金		597,588 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水質管理業務 湖西浄化センター	平成 31 年度～平成 32 年度	2,592 千円
運転管理業務 新居浄化センター	平成 32 年度～平成 33 年度	104,922 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	200,000千円	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	257,800千円			
計	457,800千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

79,716千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、680,724千円である。

平成31年2月20日提出

湖西市長 影山剛士

議案第 34 号

平成 31 年度湖西市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 31 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	25,900 戸
(2) 年 間 総 配 水 量	6,825,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	18,700 m ³
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他 布設延長 2,960m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,221,870 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,108,643 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		113,207 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,127,620 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,067,032 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		59,558 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,655 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,113 千円、当年度分損益勘定留保資金 288,393 千円及び建設改良積立金 131,149 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		7,280 千円
第2項 固定資産売却代金		10 千円
第4項 補 助 金		0 千円
第5項 その他資本的収入		7,270 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		452,935 千円
第1項 建設改良費		332,246 千円
第2項 企業債償還金		120,689 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業基本計画策定業務	平成32年度～平成32年度	21,120 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 108,722 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、8,784千円と定める。

平成31年2月20日提出

湖西市長 影 山 剛 士

平成 31 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 31 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	30,744人
1日平均患者数	84人
(3) 年間外来患者数	93,360人
1日平均患者数	389人
(4) 主要な建設改良事業 医療器械等購入	51,356千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		3,424,879 千円
第 1 項 医業収益		2,621,139 千円
第 2 項 医業外収益		803,729 千円
第 3 項 特別利益		11 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費用		3,600,555 千円
第 1 項 医業費用		3,488,641 千円
第 2 項 医業外費用		107,513 千円
第 3 項 特別損失		3,401 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 104,365 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	110,811 千円
第1項 企業債	51,300 千円
第2項 負担金	59,509 千円
第3項 固定資産売却代金	1 千円
第4項 寄附金	1 千円

支 出	
第1款 資本的支出	215,176 千円
第1項 建設改良費	100,977 千円
第2項 企業債償還金	114,199 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生化学自動分析装置(消費税率引上げ分)	平成32年度～平成37年度	269 千円
病院給食業務委託(加工費)	平成32年度～平成33年度	117,468 千円
設備機器運転管理業務委託	平成32年度～平成33年度	73,838 千円
洗濯及びリネン管理業務委託	平成32年度～平成33年度	17,160 千円
施設設備保守点検監理業務委託	平成32年度～平成33年度	34,532 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械備品 購入事業	51,300 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,785,729千円
(2) 交際費	720千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、655,308千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、562,161千円と定める。

平成31年2月20日提出

湖西市長 影山 剛士